

鎌倉市視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得等の手段について ての選択の機会の確保に関する条例

私たちが日常生活を営む上で、情報の取得及び利用並びに他者との意思疎通は、必要不可欠なものです。

しかしながら、多くの視覚障害者及び聴覚障害者等は、必要な情報の取得や周囲の人たちとの意思疎通が困難なことから、不安や不便を感じながら生活をしています。

平成26年1月に日本が批准した障害者の権利に関する条約では、障害者が手話を含む言語、文字の表示、点字、音声、平易な言葉など多様な形態の意思疎通の手段であって自ら選択するものにより、表現及び意見の自由についての権利を行使することができるよう措置をとることが規定されています。同条約を踏まえて改正された障害者基本法では、意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されること、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られることが盛り込まれました。

また、平成31年4月には、多様性を認め、互いを思い、自分らしく安心して暮らせる社会を本市において実現するために、鎌倉市共生社会の実現を目指す条例を施行し、十分な情報のやりとりを可能にするために、公共の場におけるコミュニケーションの手段を多種多様化することを基本的施策の1つとして掲げました。

このような背景から、視覚障害者及び聴覚障害者等の権利が擁護され、視覚障害、聴覚障害等の有無にかかわらず市民がお互いを尊重し合うことができる社会を目指し、視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得等の手段についての選択の機会の確保を図るためにこの条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得等の手段についての選択の機会の確保についての基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、施策に関する基本的な事項を定めることにより、視覚障害者及び聴覚障害者等が個人として尊重され、地域において安心して生活し、自らが望む形で社会に参加しやすい環境を整えることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 情報取得等の手段 情報を取得し、若しくは利用し、又は意思疎通を行

うための手段をいう。

- (2) 視覚障害者及び聴覚障害者等 視覚障害、聴覚障害、音声機能若しくは言語機能の障害その他の身体機能の低下によって、情報を取得し、若しくは利用すること又は他者と意思疎通することに関して著しい制限がある者をいう。
- (3) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行うものをいう。

(基本理念)

第3条 視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得等の手段についての選択の機会の確保は、次に掲げる理念（以下「基本理念」という。）に基づき行うものとする。

- (1) 視覚障害者及び聴覚障害者等が、基本的人権を享有する個人として尊重されること。
- (2) 視覚障害者及び聴覚障害者等の有する障害の状態その他の身体機能の状態（以下「障害等の状態」という。）にかかわらず、情報の取得及び利用並びに意思疎通を円滑に行う権利は、最大限尊重されること。
- (3) 情報取得等の手段は、手話、触覚を使った手話、認識が容易な文字の表示、点字、筆記、音声、平易な言葉、朗読、身体障害者補助犬その他の障害等の状態に応じた、利用しやすい多様なものであること。
- (4) 市、市民及び事業者は、それぞれの責務又は役割を果たし、相互に協力して取り組むこと。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得等の手段についての選択の機会を確保するための施策を推進するものとする。

- 2 市は、事務又は事業を行うに当たり、視覚障害者及び聴覚障害者等が障害等の状態に応じた情報取得等の手段を利用できるよう環境整備に努めるものとする。
- 3 市は、視覚障害者及び聴覚障害者等の知る権利を保障するため、視覚障害者及び聴覚障害者等が利用しやすい多様な手段により情報提供を行うよう努めるものとする。
- 4 市は、施策の推進に当たり、関係機関と連携を図るよう努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力する

よう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、事務又は事業を行うに当たり、視覚障害者及び聴覚障害者等が障害等の状態に応じた情報取得等の手段を利用できるように努めるものとする。

(施策の推進)

第7条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 視覚障害者及び聴覚障害者等の障害等の状態についての理解の促進に関する施策
- (2) 情報取得等の手段の多様性についての理解の促進及び学習の機会の提供に関する施策
- (3) 多様な情報取得等の手段を利用するに当たっての環境整備に関する施策
- (4) 意思疎通支援者(手話言語通訳、点訳(文字を点字に訳すことをいう。)、要約筆記(口述を要約して筆記することをいう。))又は音訳(文字を音声に変換することをいう。)を行う者その他の視覚障害者及び聴覚障害者等と他者との意思疎通を支援する者をいう。)を確保し、又は養成するための施策
- (5) 災害時において視覚障害者及び聴覚障害者等が、情報の取得及び利用並びに意思疎通を円滑に行うことができる環境整備に関する施策
- (6) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

(財政上の措置)

第8条 市は、視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得等の手段についての選択の機会の確保に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。